



監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年11月15日

赤穂市監査委員 寺田 榮治
同 前川 弘文

記

- 1 監査の種類 令和5年度定期監査
- 2 監査の対象 産業振興部・農業委員会事務局
- 3 監査の期間 令和5年8月22日から令和5年10月31日まで
- 4 監査の範囲 令和4年度及び令和5年度の事務事業
- 5 主な着眼点 事務事業の有効性、効率性、経済性、合規性等
- 6 監査の方法 赤穂市監査基準(令和2年監査委員規程第1号)に基づき、財務に関する事務の執行状況について、事前に監査資料の提出を求め関係書類等を審査し、かつ、関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法により、監査を実施した。
- 7 監査の結果 監査の結果は、おおむね適正と認められたが、特に意見として以下の通り記述する。監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき事項は、予備監査において関係職員に対して口頭で改善を促している。
今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、効率的な事業運営に継続的に取り組まれることを要望する。

I 共通事項

事務処理について（意見）

起案文書について、決裁日・施行日や情報公開・個人情報欄の記入漏れが見受けられた。適正な文書事務に努められたい。また、契約事務について、見積書の取扱いや、契約関係書類に不備が見受けられた。透明性、公平性の観点から疑義が生じることのないよう課内で周知徹底されたい。

II 個別事項

1 観光課

おおむね適正であると認められた。

2 商工課

おおむね適正であると認められた。

3 農林水産課

おおむね適正であると認められた。

4 農業委員会事務局

おおむね適正であると認められた。